○農林水産省告示第十六百二十一号

第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び

令柜七年十月三十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

1 (1) 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の 存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び	登録品種の属する		育成者	品種登録を受ける者	
年月日	農林水産植物の	登録品種の名称	権の存	の氏名又は名称及び	出願公表の年月日
	種類		続期間	住所又は居所	
第31396号 令和7年10月30日	Oryza sativa L.	京式部	25	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁 目1番地1 京都府 京都府京都市上京区下立売 通新町西入藪ノ内町	令和2年11月10日

(2) 登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。 (「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。)

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者 の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び	登録品種の属する		品種登録を受ける者		輸出する行為を制限
年月日	農林水産植物の	登録品種の名称	の氏名又は名称及び	指定国	する旨
	種類		住所又は居所		
第31396号 令和7年10月30日	Oryza sativa L.	京式部	国立研究開発法人農業・ 食品産業技術総合研究機 構 茨城県つくば市観音台三 丁目1番地1 京都府 京都府京都市上京区下立 売通新町西入藪ノ内町	なし	登録のを外国苗で消している。 登録のと外国苗で対して、 をではないでがいる。 を外国はいるがでのはでのはでのはでのはでのはでのはでのはでのがでのがでいる。 を対して、 を対して、 がでいるができるができる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、